

## 第1章 はじめに

### 1 計画策定の背景と趣旨

霧島市は、平成17年11月7日に1市6町が合併し、人口約128,000人の地域中核都市として誕生しました。位置的にも九州で2番目の旅客乗降客数を誇る鹿児島空港や、高速道路をはじめとする幹線道路、鉄道が整備され、南九州3県の交通の要衝となっています。また、我が国で最初の国立公園として指定を受けた風光明媚な霧島連山、天降川、温泉群といった自然資源、天孫降臨伝説や鹿児島神宮初午祭・霧島九面太鼓等に代表される歴史・文化資源、黒牛、黒豚、黒酢等の食資源、先端技術を有する大手進出企業等の産業資源など、多様な資源に恵まれています。

一方、本市を取り巻く社会経済状況は急激に変化してきており、少子高齢化への対応、地方分権の推進、高度情報化、生涯学習社会への対応等が、まちづくりの重要な課題となっています。

このような状況を踏まえ、本市では、平成20年3月、今後の本市のまちづくりの指針となる「第一次霧島市総合計画」を策定し、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」を基本理念として掲げ、まちの将来像「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」の実現に向けて、市政全般にわたる施策を体系的に構築しております。

教育行政においては、平成18年12月に、約60年ぶりに改正された教育基本法において、教育基本法の基本理念等を実現していくため、同法第17条に、①国は、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策などについて基本的な計画を定めなければならないこと、②地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないことが新たに規定されました。

【教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）】抜粋

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

この規定に基づき、国は、平成20年7月1日に、教育振興基本計画を策定し、教育基本法で明確にされた教育の理念を踏まえ、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿と、平成20年度から24年度までの5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策などについて示しました。

鹿児島県教育委員会は、8人の委員からなる鹿児島県教育振興基本計画検討委員会を組織し、平成20年7月から合計3回にわたって、計画期間、対象とする分野、計画の内容や県の教育の現状と課題等について慎重審議を行い、平成21年2月に鹿児島県教育振興基本計画を公表しました。

本市においては第一次霧島市総合計画を踏まえ、また、国、県の教育振興基本計画を参酌しながら、総合計画の施策の柱である「育み磨きあうまちづくり」を具現化するための「霧島市教育振興基本計画」を策定する必要があります。

## 2 計画の位置づけ

(1) 本計画は、本市教育委員会に関連する施策全体を網羅した計画であり、本市の教育行政推進の基本と位置づけています。

- (2) 本計画は、第一次霧島市総合計画の教育分野の活動計画であり、また、教育委員会が所管するもの以外の分野別計画との整合性を保ちながら事業の推進を図るものです。
- (3) 本計画は、固定されているものではなく、社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、速やかに変更を行い、時宜に応じた教育の指針を示すものです。
- (4) 本計画が網羅する範囲は、基本的には、本市教育委員会が所管する施策の範囲とします。ただし、幼児教育や環境教育、道徳教育、食育など教育委員会以外が担う施策についても、必要に応じて言及しています。

### 3 計画の期間

この計画は、平成22年度から平成31年度までの10カ年間の計画とします。ただし、今後集中的に取り組む具体的な事務事業及びその成果指標については、平成22年度から平成26年度までの5年間を対象とします。

なお、本計画は第一次霧島市総合計画の見直しの時期に併せて内容を精査し、必要に応じて、本計画についても改定の時期を再度検討することとします。

## 第2章 霧島市の教育の現状と課題

### 1 意識調査の実施

本市では、児童、生徒の学習への取組状況や日頃の生活の様子、また、市民の学校教育に対する考え方や自身のスポーツ、文化活動等に関する実態を把握するため、「霧島市民教育意識調査」を次のとおり実施しました。

#### (1) 実施期間

平成21年7月3日～7月31日

#### (2) 調査対象者

①児童・生徒：1,058人

(小学5年生、中学2年生、高校生)

②一般市民：1,377人

(地区自治公民館長、自治会長、校長・教頭、PTA3役、退職校長会有志、体育協会各競技団体長等、文化関係各種団体長等、公民館講座受講生)

#### (3) 調査票の回収結果

調査票の配布は関係機関に依頼し、回収は郵送や学校・自治会組織等を活用して行いました。その結果、有効回収数は1,905件、有効回収率は78.2%となっています。

#### ◆配布数及び回収数

|       |      | 配布数   | 回収数   | 回収率    |
|-------|------|-------|-------|--------|
| 児童・生徒 | ①小学生 | 352   | 349   | 99.1%  |
|       | ②中学生 | 656   | 613   | 93.4%  |
|       | ③高校生 | 50    | 50    | 100.0% |
|       |      | 1,058 | 1,012 | 95.7%  |
| 一般    |      | 1,377 | 893   | 64.9%  |
| 合計    |      | 2,435 | 1,905 | 78.2%  |

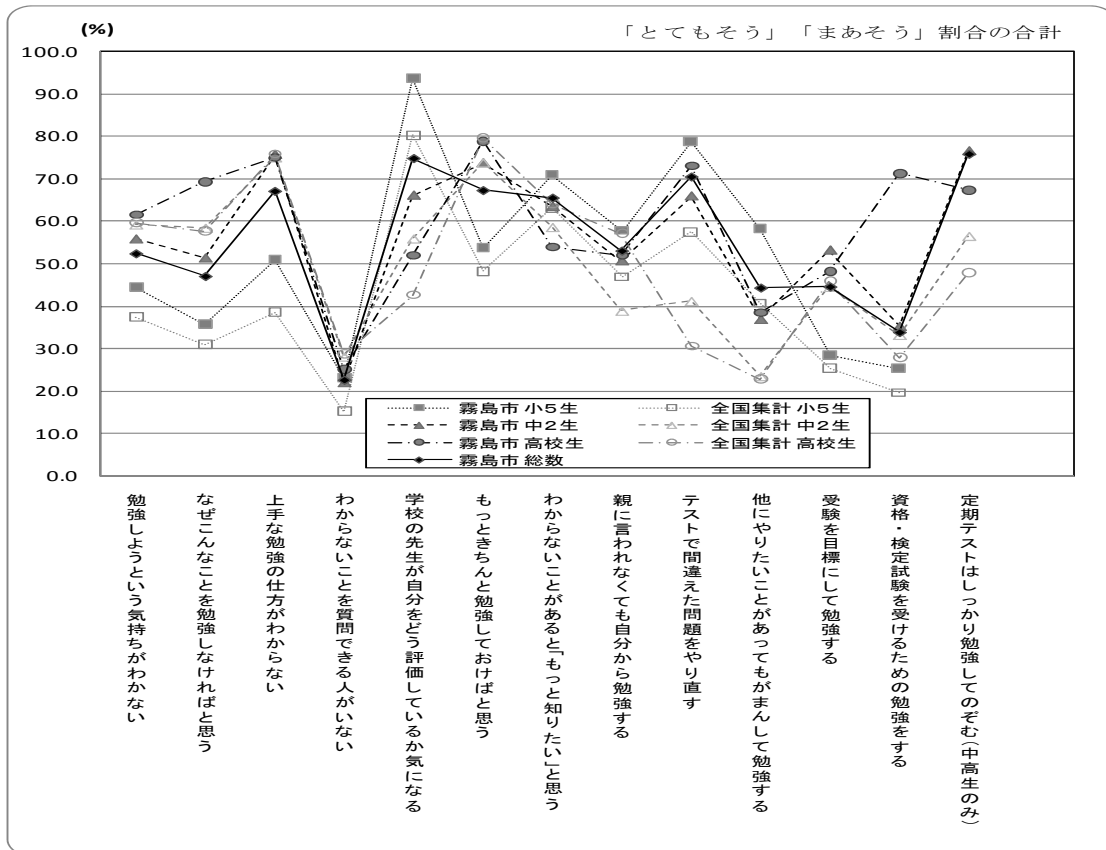
### 2 現状と課題

重点施策の分野ごとに、関連する設問の回答結果を参考にしながら、児童、生徒及び一般市民の現状を分析するとともに、克服していくべき課題を焦点化しました。

(1) 学校教育の充実

【参考とした設問1】 児童、生徒

問8. あなたは勉強の取り組み方について、次のことがあてはまりますか。



※意識調査結果と今後の課題

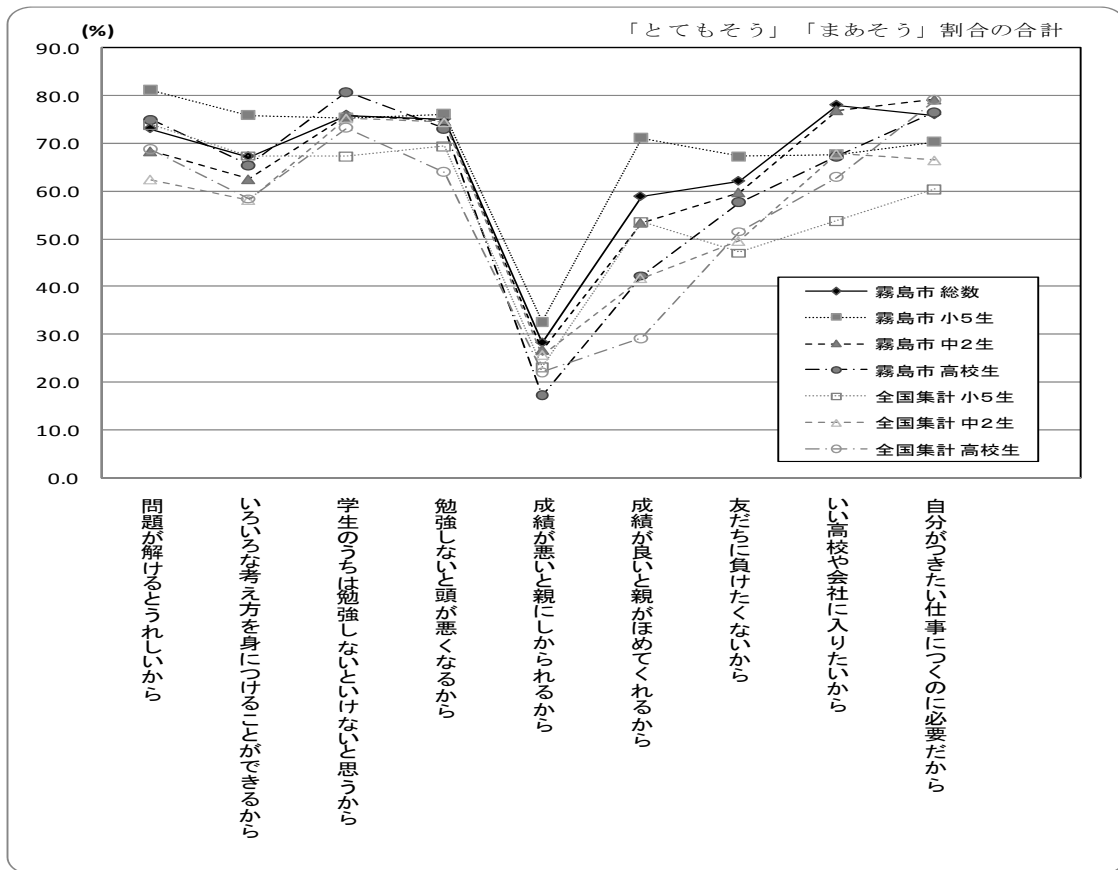
全国平均と比較すると、小・中学生ともに「自分から勉強したり、テストの間違いをやり直したりする」また、「他にやりたいことより勉強を優先させる」と答えた割合が高くなっています。一方、「上手な勉強の仕方がわからない」と答えた小学生が全国平均より10ポイント高くなっていることから、学び方について小学校の早い段階から指導を工夫する必要があります。また、勉強することの必要性を認識している児童が30～40%と低い値を示していることも課題といえます。

このことから、児童・生徒に学習に対する興味・意欲を持たせ、基礎学力を確実に身に付けさせることを意図して次のような取組を充実させる必要があります。

- ① 学習の意欲付けを図る教材研究の進め方についての研修を進める。
- ② 小・中・高の連携による系統的な指導充実のための「学力向上推進事業」を展開する。
- ③ 「ふるさと達人支援プラン」や「小6・中1かけはしプラン」による人材活用を進め、体験的な学習を展開し、問題解決能力を育成する。

【参考とした設問2】 児童、生徒

問10. あなたが勉強しているのはどうしてですか。



※意識調査結果と今後の課題

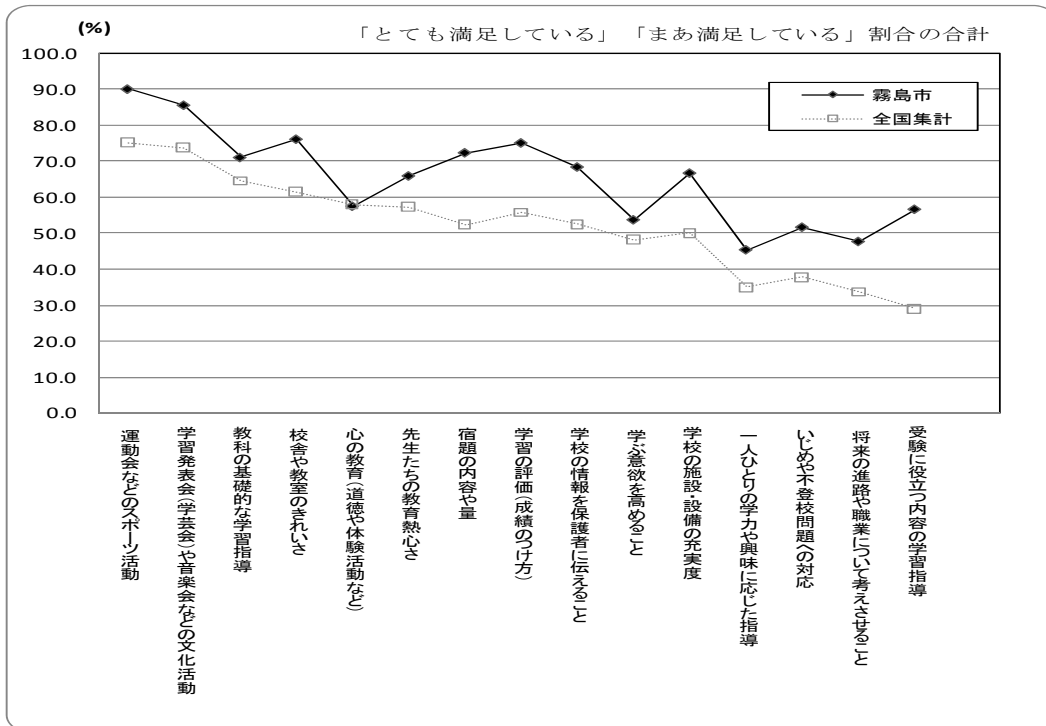
「自分がつきたい仕事につくのに必要だから」の割合が、全国平均よりも高くなっていることから、自分の夢を実現するために勉強することが必要であると考えていることがわかります。今後も引き続き、児童・生徒が夢と希望を持ち、自己実現を図るために必要な能力を育成する「職場体験学習」などのキャリア教育の推進を図る必要があります。

「成績が悪いと親にしかられるから」の割合が30%程度、「成績が良いと親が褒めてくれるから」が全国平均よりも高くなっています。これらのことから、勉強に対する意欲付けに保護者の影響が大きいことが分かります。現在、「家庭学習 60・90 運動」を奨励しており、児童・生徒に学習習慣を身につけさせるために、保護者との更なる連携強化を図る必要があるといえます。

また、「いろいろな考え方を身につけることができるから」と答えた割合は、小学5年生に比べて中学生・高校生が低くなっていることがわかります。これらのことから、勉強することの意義を発達段階に応じて理解させるとともに幅広い学習意欲を一層高める工夫が必要です。

【参考とした設問3】 一般市民

問6. 学校の取組や指導のうち、次の項目に満足していますか。(いましたか。)



※意識調査結果と今後の課題

心の教育について、市民の満足度が唯一全国平均を下回ったことは「道徳や体験活動が十分とは言えない」と感じている市民が多いということであり、今後も引き続き、学力の向上を図るとともに、あいさつをはじめとするマナーの徹底、地域の人材や施設、霧島の豊かな自然や地域の伝統・文化・歴史を生かした体験活動の充実などを図っていく必要があります。

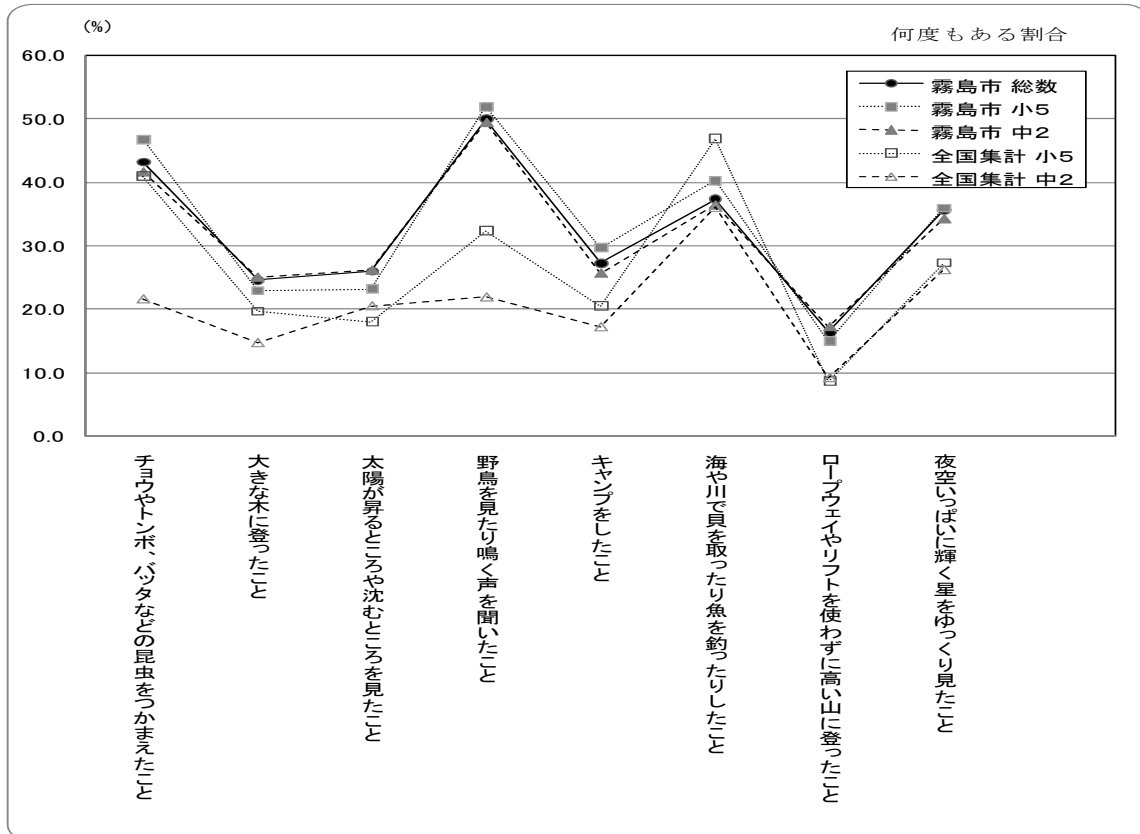
また、「一人ひとりの学力や興味に応じた指導」や「将来の進路や職業について考えさせること」の割合は、全国平均を上回っているものの市民の評価は分かれています。引き続き、教職員の指導方法改善研修の充実を図りながら、小学生からの自分の将来に対する夢や希望を持たせる指導、中学生、高校生に将来への「志」を立てさせる機会を積極的に設ける必要があるといえます。

学校の施設・設備の充実度については、全国平均を「16.7%」上回っています。本市は幼稚園、小・中学校、高等学校の耐震化率が県内18市中第2位を占めており、さらに安全・安心な教育環境の整備を進めていく必要があります。

## (2) 青少年の健全育成

【参考とした設問4】 児童、生徒

問3. あなたは次のような（自然）体験をしたことがありますか。



### ※意識調査結果と今後の課題

本市の平均は全国集計と同様の傾向を示していますが、項目によって全国集計との差に違いがみられます。

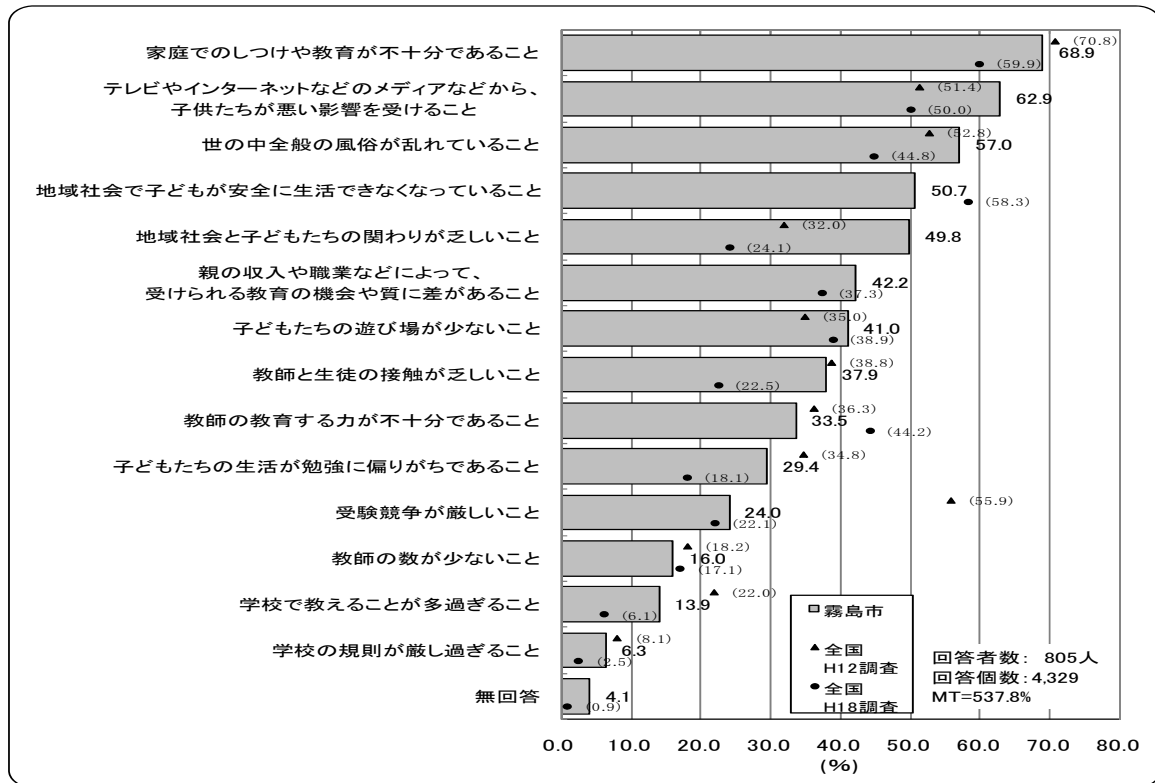
特に大きな特徴として、「野鳥を見たり鳴く声を聞いたこと」で小学生及び中学生ともに15%以上の開きがみられます。

このことから本市の青少年は豊富な自然環境に恵まれ、様々な体験をしていることがわかりますが、唯一小学生の「海や川で貝をとったり魚を釣ったりしたこと」だけが、全国集計を下回りました。雄大な錦江湾を望み、また天降川をはじめふるさとの川が数多く散在しているだけに、意外な結果となっています。今後も引き続き、自然体験事業のプログラムに海や川での活動を取り入れ、ひとりでも多くの子どもたちに、ふるさとの良さを認識させる必要があります。



【参考とした設問5】 一般市民

問5. 霧島市の子育てや教育の現状について、あなたは何が問題だと思いますか。



※意識調査結果と今後の課題

“霧島市の子育てや教育の現状についてどのようなことが問題か”について、「家庭でのしつけや教育が不十分であること」と答えた人の割合（複数回答）が68.9%と最も高く、次いで「テレビやインターネットなどのメディアなどから、子供たちが悪い影響を受けること」が62.9%となっています。

家庭教育の重要性は改正教育基本法にも明記されましたが、本市でも様々な角度から家庭における教育力の向上を図ったり、市全体で子育て支援のための施策を充実させていく必要があります。

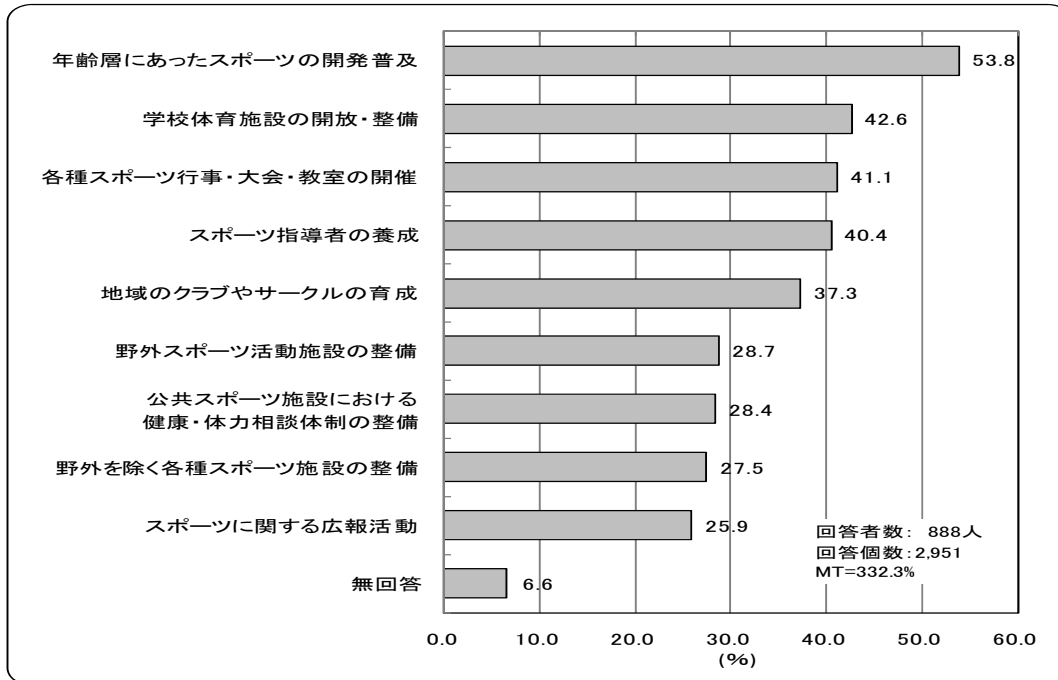
また、全国集計で第二位を占めている「地域社会で子どもが安全に生活できなくなっていること」について、本市では30歳代に限定すると、この回答がトップとなっていますが、各地区自治公民館ごとに防犯パトロール隊が結成されるなど、市全体の防犯意識は高まっています。今後、さらに未就学児や低学年の子どもたちも安心して戸外で遊べる環境づくりや、青少年の非行防止のために施策を充実していくことが求められています。

さらに、今後も利用者の増加が想定されるパソコンやインターネット、デジタルテレビ・ビデオなどの情報機器に関して、その操作技能や知識を学ぶ機会と併せて、フィルタリングや情報モラルの研修等の機会を提供する必要があります。

### (3) スポーツ、文化芸術の振興

【参考とした設問6】 一般市民

問12. スポーツ振興のために、霧島市に今後何に力を入れてもらいたいですか。



#### ※意識調査結果と今後の課題

“スポーツ振興のために今後どのようなことに力を入れてもらいたいか”について、「年齢層にあったスポーツの開発普及」と答えた人の割合（複数回答）が53.8%と最も高く、次いで、「学校体育施設の開放・整備」42.6%、「各種スポーツ行事・大会・教室の開催」が41.1%、「スポーツ指導者の養成」40.4%となっています。（その他の項目はいずれも40%未満となっています。）

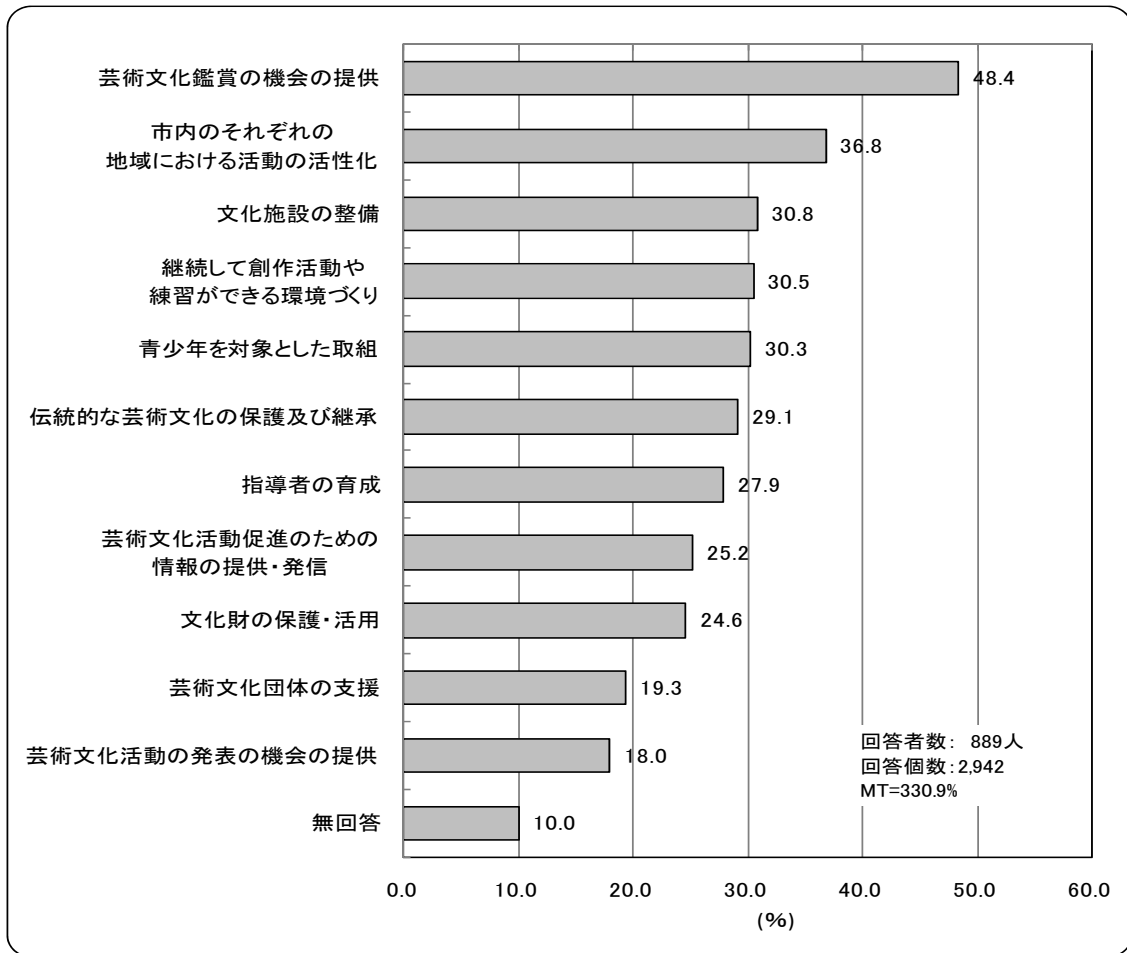
現在、各種団体の求めに応じ、「出前講座」により主にニュースポーツの指導、普及・啓発に取り組んでいますが、引き続き市民が気軽に楽しめるスポーツの情報提供を行っていく必要があります。

また、学校体育施設の開放や各種スポーツ行事等の開催、スポーツ指導者の養成等にも力を入れていく必要があります。

さらに、スポーツ施設については、2020年開催予定の国民体育大会鹿児島大会（仮称）の種目別誘致に向けて、計画的な整備を図っていく必要があります。

【参考とした設問7】 一般市民

問15. 霧島市は芸術文化の振興のため、何に力を入れるべきだと思いますか。



※意識調査結果と今後の課題

“芸術文化振興のため、どのようなことに力を入れるべきか”について、「芸術文化鑑賞の機会の提供」と答えた人の割合（複数回答）が48.4%と最も高く、次いで「市内のそれぞれの地域における活動の活性化」36.8%、「文化施設の整備」30.8%となっています。

本市では、自主文化事業などを開催し、市民に芸術鑑賞の機会を提供していますが、身近な鑑賞機会という視点では、地域ごとに開催されている文化協会各支部の文化祭の鑑賞者を増やす取組も必要であると考えられます。

また、2番目には「市内のそれぞれの地域における活動の活性化」と回答した市民の割合が高いことから、市民の自主活動を支援するとともに、写真展や美術展などの創作事業の拡充が求められています。

#### (4) 文化財の保存・継承

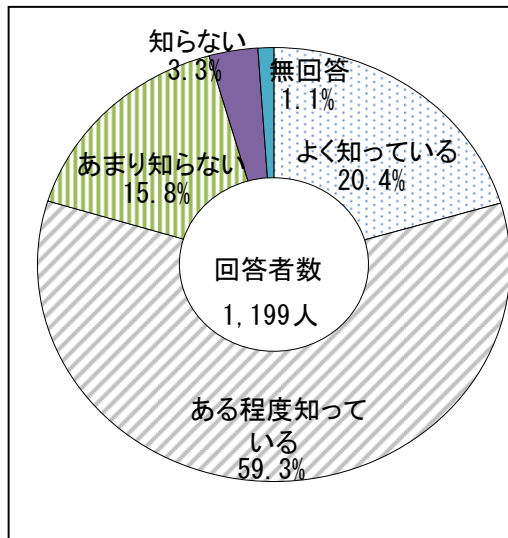
【参考とした設問8】 一般市民

霧島市の伝統文化を知っていますか。

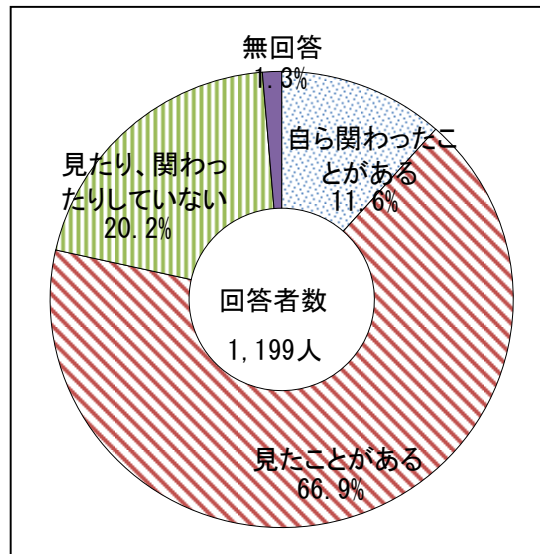
【参考とした設問9】 一般市民

1年以内に文化財を見たり、自ら関わったことがありますか。

設問8



設問9



(霧島市総合計画進行管理に係る市民意識調査結果報告書より)

#### ※意識調査結果と今後の課題

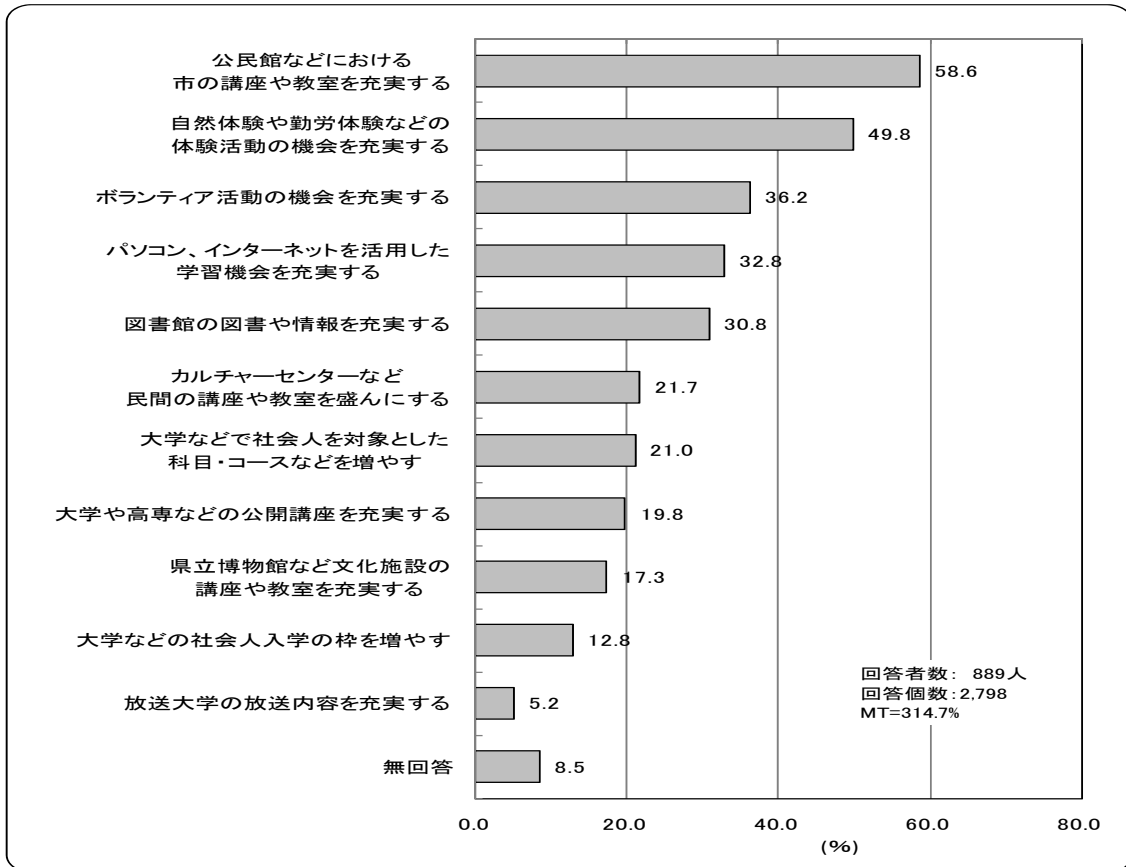
霧島市にある「文化財を知っている」と答えた市民の割合は79.77%で、「1年以内に文化財を見た、自ら関わったことがある」と答えた市民の割合は78.55%と、文化財に対する認識や関心は非常に高い水準となっています。これは、当地域に霧島神宮・鹿児島神宮・上野原遺跡・初午祭など鹿児島県を代表する文化財があり、市民や本市を訪れる人たちに関心が寄せられていることがその要因となっています。一方、これまで文化財啓発に関する各種事業を展開してきた中で、文化財に対する認識や関心度を世代別に見てみますと、高齢者に比べて若年層の方がやや低いような傾向が見受けられます。

このような状況を踏まえ、市民がより文化財に認識・関心を深めていくためには、それぞれの文化財を調査し、その成果に基づいた整備を図るとともに、市民が気軽に文化財に親しみ、学習する機会を提供することが必要です。その中でも郷土芸能については、継承者の高齢化が進み後継者不足に苦慮している状況であり、継承者の育成は保存会だけでなく、青少年を含めた地域全体で守り伝えていくことが必要です。また、ビデオ等の映像として保存しておくことも求められます。

## (5) 学習機会の充実

【参考とした設問10】

問18. あなたはどのような生涯学習の機会が増えればよいと思いますか。

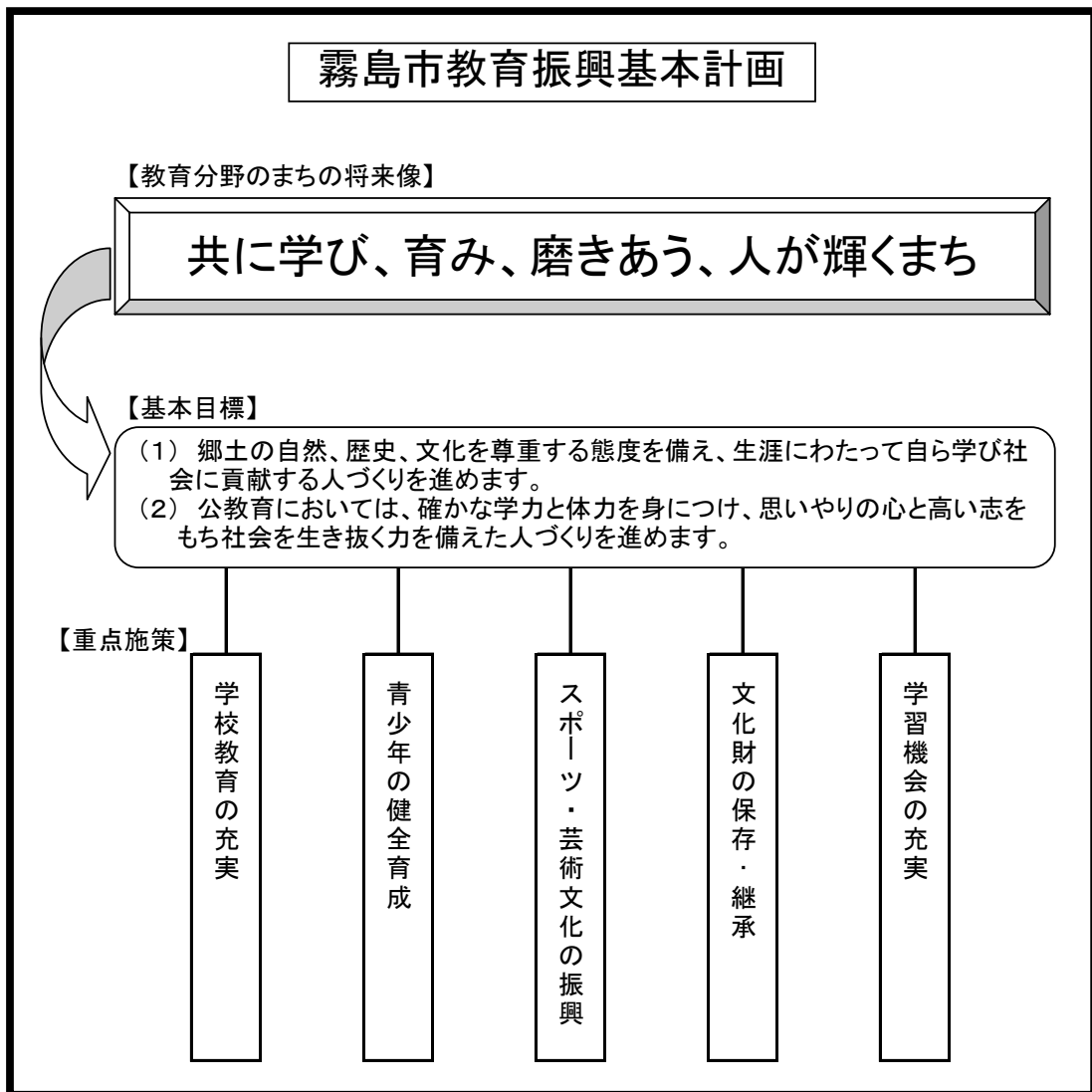
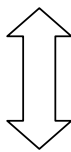
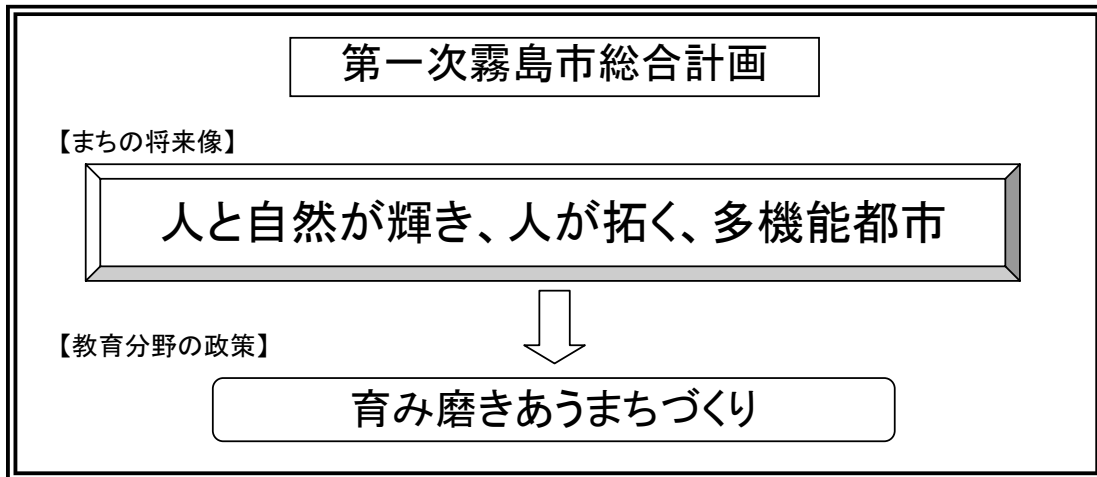


### ※意識調査結果と今後の課題

“どのような生涯学習の機会が増えればよいか”について、「公民館などにおける市の講座や教室を充実する」と答えた人の割合（複数回答）が58.6%と最も高く、次いで「自然体験や勤労体験などの体験活動の機会を充実する」49.8%、「ボランティア活動の機会を充実する」36.2%となっています。

本市では、それぞれの拠点公民館ごとに定期講座を開設しています。今後、市民ニーズに即した定期講座の体系を構築するとともに、短期講座を充実し、市民に多様な学習メニューを提供する必要があります。また、学習情報バンクを備えた生涯学習センター機能をもったセンターを開設するなど、生涯学習社会に適応した情報発信の体制づくりを構築していく必要があります。その中で、行政と市民が一体となった取組を推進していく必要もあります。

さらに、市民からは青少年を含めた体験活動についても多くのニーズがあり、国内外での交流・体験事業を充実させていく必要があります。



### 第3章 10年後を見据えた教育の姿

#### 1 まちの教育の将来像と基本目標

霧島市では、平成20年度からスタートした「第一次総合計画」において、「世界にひらく、人と自然・歴史・文化がふれあう都市」をまちづくりの基本理念とし、まちの将来像を「人と自然が輝き、人が拓く、多機能都市」としてまちづくりを進めています。分野ごとに7つの政策を掲げ、各種施策を展開していますが、その中で教育分野は「育み磨きあうまちづくり」として、5つの施策（学校教育の充実、青少年の健全育成、スポーツ・芸術文化の振興、伝統文化の保存・継承、学習機会の充実）を推進しています。

霧島市教育委員会は「共に学び、育み、磨きあう、人が輝くまち」を教育分野におけるまちの将来像とし、主体性・創造性・国際性を備え、人間性豊かな市民の育成を目指して、活力ある教育の振興を図ることを目指しています。

このため、豊かな自然や地域の伝統・文化・歴史に根ざした道義高揚運動や生涯学習の推進に努めることを基本方針として、人権を尊重する心や社会性、倫理観、正義感、郷土を愛する心など、時代を超えて変わらない価値のあるものを大切にするとともに、科学技術の進展や国際化、高度情報化、少子・高齢化、男女共同参画、環境問題など社会の変化に的確かつ柔軟に対応する教育を推進していきます。

その推進に当たっては、学校・家庭・地域社会・企業等がそれぞれの役割を担い連携しながら、教育環境の充実・改善、特色ある開かれた学校づくりをすすめ、「あいさつ」運動や多様な体験活動をとおして幼児期からの「心の教育」の充実に努めるとともに、確かな学力や情操豊かな人間性、健康な身体や体力などを身に付け、たくましく社会を生き抜く力を備えた児童生徒の育成に努めます。

一方、だれもが生涯を通じて潤いのある充実した生活を実感できるよう、地域に古くから伝わる文化・芸術の継承、創造を目指します。また、生きがいを持って健全に過ごせるよう、様々な学習活動、スポーツ・レクリエーション活動などの振興を図り、一層の生涯学習の推進に努めるとともに、学んだ成果を地域社会に還元するしくみを模索するなど、共に学びあ

い、共に育みあう文教都市を目指します。

この将来像を実現するために、5つの施策を引き続き進めていきますが、今般、教育振興基本計画を策定するにあたり、新たに施策推進の基本目標を次のとおりとします。

- (1) 郷土の自然、歴史、文化を尊重する態度を備え、生涯にわたって自ら学び社会に貢献する人づくりを進めます。
- (2) 公教育においては、確かな学力と体力を身につけ、思いやりの心と高い志をもち社会を生き抜く力を備えた人づくりを進めます。

## 2 国及び鹿児島県の教育振興基本計画

国においては、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿として、次の2つの大きな目標を掲げ、併せて次のような教育の姿の実現を目指し、OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考の一つとしつつ、必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要であるとしています。

- (1) 義務教育修了までに、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てます
  - 公教育の質を高め信頼を確立します
  - 社会全体で子どもを育てます
- (2) 社会を支え、発展させるとともに、国際社会をリードする人材を育てます
  - 高等学校や大学等における教育の質を保証します
  - 「知」の創造等に貢献できる人材を育成します
  - 世界最高水準の教育研究拠点を重点的に形成するとともに、大学の国際化を推進します

鹿児島県においては、10年後を見据えた教育の姿として、「あしたをひらく心豊かでたくましい人づくり」を基本目標に、次に掲げる人材の育成に努めるとしています。

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、主体的に考え行動する力を備え、生涯にわたって意欲的に自己実現を目指す人間
- (2) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養い、これからの社会づくりに貢献できる人間



### 3 向こう10年間の学校教育の普遍の取組「き」、「り」、「し」、「ま」

日本で最初の国立公園である霧島山に因んで生まれた新市「霧島」の名前を踏まえ、教育の普遍性を「霧島の『き』は**基礎・基本**の『き』」、「霧島の『り』は**立志**の『り』」、「霧島の『し』は**習慣付け**の『し』」、「霧島の『ま』は**マナー**の『ま』とし、幼児期、義務教育期をとおして青少年の時期に身に付けておくべき事項としました。

#### (1) 「き」⇒基礎・基本の確実な定着

義務教育期に学ぶ事項は、人間としての礎を作る重要な基礎・基本であると考えます。昔からいわれている「読み・書き・そろばん」に匹敵する社会で生きていく上での最低限の常識又は教養といえるものです。また、健康を支える体力にしても、基礎体力や基本姿勢・動作はこの時期に身に付けておくことが大切です。そこで、子どもたちに、知・徳・体のバランスのとれた基礎・基本を身に付けさせます。

また、何か一つのスポーツと、何か一つの楽器が得意になれば大きな自信につながりますので、その習熟に努めさせます。

#### (2) 「り」⇒立志。夢や志を持った子供の育成

小学校高学年から中学校にかけては、自分の将来に対する夢や希望を持って、日々努力する子供であって欲しいものです。そのためには、多くの本を読み、自然体験や様々な体験活動をとおして、自分の将来の夢や志を温めてもらいたいと願っています。

そのため、霧島市のすべての中学校で「立志式」を実施し、先輩や先人の生き方に学ぶ機会を提供します。

#### (3) 「し」⇒習慣付け。基本的な生活習慣、読書習慣、家庭学習等の習慣付け

霧島市健康増進計画「健康きりしま21」にも述べられているように、ライフステージにおける幼児期から少年期の間「早寝早起き朝ごはん」などの基本的な生活習慣は、家庭でしっかりと身に付けさせておくことが極めて大切であります。また、家庭での学習習

慣や読書習慣も、この時期に付けておかなければならない大切な習慣であります。江戸しぐさの中に江戸商人の子育ての目標を記した、「三つ心、六つ躰、九つ言葉、文十二、理（ことり）十五で未決まる」というのがあります。この意味は3歳までに子供の人格はほとんど決まってしまうから、十分愛情を注ぎ思いやりのある子に、6歳までに躰を、9歳までに敬語などの言葉遣いを、12歳までに手習い、算術、手紙の書き方を、15歳までにこうした諸々のことを理解させ習得させておかなければ社会人として通用しないことを戒めているものです。

教育基本法第10条「父母その他の保護者は、子の教育の第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」の条文をお互い自覚し、PTAをはじめ関係機関とも連携しながら、如何に時代が変わっても変わってならない不易の部分をしっかり子どもたちに身に付けさせるための家庭教育を支援します。

#### (4) 「ま」⇒マナー（規範意識）の育成

人間として社会で守らなければならないのがマナーです。最近の自己中心的な考え方や行動の横行、規範意識の欠如には目を覆いたくなります。

教育基本法第13条「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。」の条文を真摯に受け止め、関係機関・団体及び市民の皆様の協力を得ながら、市民総ぐるみのあいさつ運動を実施し、しっかりしたあいさつのできる子どもを育てます。そして、互いを認め合い、命を大切にし、社会のルールやマナーを身に付けた規範意識の備わった青少年を育成します。

## 4 重点施策とその基本的方向

### (1) 学校教育の充実

各小中学校においては、霧島市の豊かな自然や地域の伝統・文化・歴史を踏まえ、本市の教育課題を的確にとらえ、学校・家庭・地域社会と緊密な連携を図りながら、人間としての土台をしっかりと築き、社会を「生き抜く力」を育てるための「霧島の『ふるさとふれあい』教育」を推進します。

また、この「生き抜く力」を身に付けさせるため、児童・生徒一人一人の命を守り、個性を重視し、確かな学力を備え、正義感、倫理観及び人権を大切にする思いやりの心など、豊かな人間性をもつ児童・生徒の育成を目指し、「心の教育」を重視した活力ある学校教育の展開に努めます。さらに、教育の動向等を踏まえながら、時代にふさわしい地域に開かれた学校づくりを目指して、国際理解教育、情報教育及び環境教育などの推進を図ります。

幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎となることから、幼稚園教育要領や保育所保育指針の趣旨をふまえ、健康な体、人との関わり方、規範意識、言葉や表現などに留意してより一層充実します。なお、全国的な少子化の影響を直視し、本市の幼児教育のあり方について研究していきます。

霧島市立の国分中央高等学校では、専門高校としての特色を生かし高度資格取得者数の増加を目指します。さらに就職支援員を活用した新たな就職先の開拓や、個に応じた進路指導の充実を図り、進路決定率を向上させ、引き続き適正な生徒確保に努めます。

幼稚園、高等学校を含めた学校教育施設については、早期の耐震化率100%を目指し耐震補強工事を進めます。また、児童・生徒数の推移に対応した適切な学校規模のあり方について検討していきます。

生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎を培い、健康の増進や体力の向上を図り、心身ともに調和のとれた児童・生徒を育成するために、一校一運動の推進、教科体育や体育的行事の充実など学校体育の充実を図るとともに、自他の生命尊重を基盤として、学校教育活動全体をとおして学校安全の充実に努めます。

また、児童・生徒が健康増進に必要な知識、能力、態度を身に付けるとともに、食に関

する正しい知識と望ましい食習慣を身に付け、生涯にわたって健康に過ごすことができるよう、家庭・地域との連携を図りながら学校保健や食育の推進に努めます。

なお、安全・安心な学校給食を提供するため、市内で混在している給食実施方式を含め、老朽化した給食施設の整備のあり方等について検討していきます。

## (2) 青少年の健全育成

本市にある海や山、川などの豊かな自然や文化財・地域の伝統行事・地場産業などの豊富な地域の素材を活用した様々な体験活動や学習活動を推進し、生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、郷土愛などを育みながら心と体のバランスのとれた「きりしまっ子」の育成に努めます。

例えば、子どもたちが自ら拾った木の実で苗を育て、植林を行い、森を育てていく自然体験活動「きりしま子どもの森づくり事業」や霧島連山等を活用した自然ふれあい登山などをとおして、生命の大切さや環境保全の大切さを学習するなど、具体的な体験活動・学習活動を展開しながら、心豊かな青少年を育てます。

また、PTA連絡協議会や子ども会育成連絡協議会、各地区自治公民館、各種関係機関（スポーツ少年団、児童クラブなど）との連携を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成に努めるとともに、「きりしま青少年育成の日」を設け、例えば、伝統行事である初午祭や地域の様々な行事へ子どもたちを参加させるなど、地域で子どもを育てていく環境づくりに努めます。

家庭教育については、それぞれの家庭の自主性を尊重しつつ、各学校・幼稚園において家庭教育学級を開催いたします。また、地域においては、民生委員・児童委員や主任児童委員、子育てサークルなどとの連携を強化し、子育てに関する相談体制の充実を図り、家庭の教育力向上に努めます。

また、椋鳩十氏が昭和30年代に提唱し全国に広まっていった「親子20分間読書運動」を復活し、子どもが親に聞こえるように音読をする「きりしま親子20分間読書運動」を推進します。

さらに、市長部局や関係機関との連携のもと、青少年育成センターの機能の充実を図り、青少年の非行未然防止、環境浄化に努めながら、青少年の健全育成に努めます。

### (3) スポーツ・文化芸術の振興

市民の健康づくり・体力づくりを進め、温もりと活力に満ちた明るく豊かな地域社会を築くために、子どもから高齢者まですべての人々がいつまでもスポーツに親しめる環境づくりを推進します。

また、スポーツ振興基本計画の策定も視野に入れながらスポーツ団体とも連携し、指導者の養成・資質の向上による生涯スポーツの普及と競技スポーツの振興を図り、スポーツ人口の底辺拡大や技術・技能の向上に努めるとともに、プロスポーツ団体等の誘致を推進・支援するなど地域社会全体の活性化を図ります。

さらに、体育施設については、2020年開催予定の国民体育大会鹿児島大会（仮称）の種目別誘致に向けて計画的な整備を推進します。

文化芸術活動は、ふるさとの理解や豊かな感性の涵養に必要なものであることから、市民の主体的で多様な文化芸術活動を促進するため、優れた文化芸術に触れる機会の充実を図ります。また、これまで培われた地域文化を継承するとともに、新たな文化芸術を育む環境づくりに努めます。

「霧島国際音楽祭」は、国内有数の国際的な音楽イベントに成長しており、本市も共催の立場で、市民総ぐるみで歓迎する体制を継続するとともに、市民に質の高い音楽の鑑賞を提供する機会ととらえ、当該イベントを積極的に支援します。

### (4) 文化財の保存・継承

霧島市にある貴重な文化財を後世に遺すため市民が文化財に触れ、学び、理解する場を提供し、愛郷心を育むとともに、その環境を整えるために文化財の保存整備に努めます。

なお、平成24年には鹿児島県の施設である「上野原縄文の森」が10周年をむかえ、平成25年は「おおすみのくに大隅国」が建国1,300周年をむかえるため、各種記念イベントを開催し、

市民の文化財保護に関する意識の高揚を図ります。

また、時代とともに消えつつある無形文化財の保存・継承に取り組みます。特に郷土芸能については、地域や保存団体が主体となって保存・継承ができるように積極的に支援します。

霧島ジオパーク構想推進への取組については、市民や児童・生徒が豊かな自然や火山活動、地質、地形などに触れ、世界に誇れる自然遺産を正しく理解していくため、霧島自然めぐりや霧島登山体験活動等を開催します。また、環霧島会議協力機関で作成した副読本を配布し、小、中学校での霧島山の学習に活用します。

文化財の保存・継承に関する各種取組を体系的に整理するため「文化財マスタープラン」を策定し、市民の愛郷心の醸成、文化財愛護意識の高揚に引き続き取り組みます。

#### (5) 学習機会の充実

市民の学習機会充実の一環として、公民館講座においては、市民の学習ニーズを的確に把握しながら、地域の課題や生活に密着したテーマを設定するなど、引き続き創意工夫を凝らした講座運営を行います。

今後は、生涯学習の更なる推進を図るため、庁内において、生涯学習に関する推進組織を確立し、全庁的な生涯学習推進体制の整備を図れるよう市長部局関係課と連携を図ります。また、行政主導の学習活動にとどまらず、市民・民間が進める学習活動も含めた生涯学習体系の整備を図るため、生涯学習情報バンクをはじめとする生涯学習センター機能をもったセンター開設と「生涯学習推進計画」の策定を目指して、全市的な生涯学習の推進を図ります。

また、市民が学習や経験で培った知識や技術を生かしながら地域を活性化していくための環境づくりを進め、生涯学習社会の構築に向けて努力します。

さらに、社会教育における人権教育の推進に関しては、「人権セミナーきりしま」、「子ども人権セミナー」、「人権出前講座」など各事業の充実を図るとともに、様々な学習の場において、人権をテーマとした学習の機会を提供するなど、市民が同和問題をはじめとする

人権問題に対して正しい理解を深めるよう努めてまいります。

図書館では、更なる館内サービスの充実を図るため、引き続き施設の適切な管理と運営に努めます。例えば、子どもや高齢者への図書館サービスの充実、視覚障がい者や聴覚障がい者の方々にも利用しやすい資料収集・環境づくりに努め、住民の生活、仕事、学校などの様々な分野の課題を解決する地域社会に根づいた図書館を目指します。

また、移動図書館(車)による広域化の推進と充実、各種・各地域のボランティア団体等との連携強化を図り、地域や住民にとって役に立つ図書館としての存在意義を更に発揮できるように努めます。

メディアセンターでは、学校教育や社会教育等の様々な学習活動の場において利用が可能な視聴覚教材・機材の整備を進め、生涯にわたる学びを支援します。特に、今後ますますの普及が想定されるインターネットやパソコン、デジタルテレビやデジタルビデオなどのあらゆる次世代メディアについて自ら積極的に学習できる環境と機会の充実を図ります。さらに関係機関と連携を図りながら、パソコン・携帯電話等に関する情報モラル・情報セキュリティ、青少年や高齢者を狙ったネット犯罪などの様々な問題の解決を支援します。